

(掲載文例)

静岡県 の 最低賃金

地 域 別 最 低 賃 金	最低賃金額 (円)
	時 間 額
静 岡 県 最 低 賃 金	728

※静岡県最低賃金の効力発生日は、平成23年10月14日です。

静 岡 県 産 業 別 最 低 賃 金 件 名	最低賃金額 (円)
	時 間 額
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	788
鉄 鋼 、 非 鉄 金 属 製 造 業	818
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	829
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	802
各 種 商 品 小 売 業 (百貨店等、衣・食・住にわたる商品を販売する事業所)	780

※上記の静岡県産業別最低賃金の効力発生日は、平成23年12月27日です。

パ ル プ ・ 紙 ・ 加 工 紙 製 造 業	日 額	5,952
	時 間 額	744

※パルプ・紙・加工紙製造業最低賃金は、改正なく、従前のとおりです。
(効力発生日は、平成10年12月31日です。)

お問い合わせは、静岡労働局賃金室 (電話 054-254-6315) 又はお近くの労働基準監督署まで。

静岡労働局ホームページ (<http://shizuoka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>)